

福岡県公報

平成25年1月8日
第3460号

目次

告示(第5号-第15号)

○土地収用法に基づく事業の認定	(用地課)	1
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
○解除に係る保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	3
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の供用の開始	(道路維持課)	4

公告

○産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の閲覧	(廃棄物対策課)	5
○意見募集の結果の公示	(畜産課)	5

公安委員会

○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催	(警察本部生活保安課)	5
○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催	(警察本部生活保安課)	6

告示

福岡県告示第5号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

平成25年1月8日

福岡県知事 小川 洋

- 起業者の名称
柳川市
- 事業の種類
豊原校区コミュニティセンター(仮称)整備事業
- 起業地
 - 収用の部分
福岡県柳川市大和町豊原字沓形地内
 - 使用の部分
なし
- 事業の認定をした理由
 - 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について
本件事業は、土地収用法第3条第22号に掲げる「社会教育法(昭和24年法律第207号)による公民館」及び同条第32号に掲げる「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に関する事業に該当するため、同法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
 - 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について
本件事業の起業者である柳川市は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、平成24年度一般会計予算により既に財源措置を講じているので、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。
 - 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について
本件事業は、柳川市が同市内の小学校区のうち豊原校区において、校区コミュニティの活動拠点となる施設として、同市大和町豊原字沓形地内にコミュニティセン

ターの整備を行うものである。

現在柳川市では、行政に対する多様なニーズに対応するため、市民と行政との協働を推進することとしており、「第1次柳川市総合計画」の中でも、まちづくりの基本方針の一つとして、協働による市民主役のまちづくりを掲げ、この相手方として地域コミュニティを重視している。

しかしながら、行政区、婦人会、老人クラブ、子ども会等の既存の地域コミュニティは、地域コミュニティに対する意識の希薄化などにより、組織率の低下、加入者の減少、事務負担の増加などの問題を抱えており、協働の相手方となるには難しい状況である。そのため、新たに既存の地域コミュニティより広範囲の地域を対象として、小学校区を単位とする校区コミュニティを創造し、協働に取り組むことができるよう支援する必要がある。

ア 本件事業の施行により得られる利益については、豊原校区における校区コミュニティの運営が円滑になされ、住民の生涯学習、地域交流、安全安心等に寄与することにより、連帯感が醸成され、コミュニティ活動が活発に行われることが期待できるなど、校区コミュニティの活性化に相当の効果が見込まれる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益については、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられないことなどから、軽微なものであると考えられる。

ウ また、本件事業の起業地の選定に当たっては、本事業計画において、立地条件、交通の利便性、事業費の面等から3案について検討を行ったうえで、立地条件及び交通の利便性に優れ、造成工事が容易で、事業費が少ないなど、社会的、技術的、経済的に優れる案を採用している。

エ 以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

前述のとおり、「第1次柳川市総合計画」の中で掲げている協働による市民主役のまちづくりを推進するための事業であることから、本件事業を早期に施行する必

要性は高いと認められる。

また、起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であるものと認められ、収用の範囲も、本件事業により恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

以上により、柳川市から申請のあった豊原校区コミュニティセンター（仮称）整備事業について、土地収用法第20条の規定に基づき事業認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所

柳川市役所三橋庁舎（生涯学習課）

福岡県告示第6号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成25年1月8日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
糸島郡志摩町土地改良区	平成24年12月19日

福岡県告示第7号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年1月8日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡須恵町大字旅石字赤坂52番12、53番1、53番2、56番1、56番2、57番1、57番2及び57番7並びに字中道7872番6、873番1、873番17及び873番18

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市中央区長浜二丁目1番5号

トヨタカローラ福岡株式会社

取締役社長 有田 耕一

福岡県告示第8号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年1月8日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

古賀市花見南二丁目1815番7及び1815番221から1815番229まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市博多区吉塚本町13番17号

J R九州住宅株式会社

代表取締役社長 松尾 純一

福岡県告示第9号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年1月8日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

飯塚市潤野字大牟田904番181及び904番364から904番447まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

飯塚市川津503番地4

M E D九州株式会社

代表取締役 前田 嘉代子

福岡県告示第10号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年1月8日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

大牟田市沖田町312番2及び316番2

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

大牟田市曙町1番地14

株式会社 クラフト

代表取締役 金光 隆一

福岡県告示第11号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成25年1月8日

福岡県知事 小川 洋

1 解除に係る保安林の所在場所

宗像市神湊字新川先1278の1（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

公園用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第12号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成25年1月8日

福岡県知事 小 川 洋

1 保安林の所在場所

糸島市川付字光1の9、1の44、1の114、13の1、13の3、19、字荒平45、47、48、49の1、86、87、90、93、100の2、105、148の3、字向川193の1、193の2、194、字川付251、269の1、353の1、字大漕395、431、439、441、字菖蒲谷463の1、465の1、467、472、473の1、473の4、474、477の1、長野字多々良820

2 指定の目的

水源の涵養^{かん}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第13号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年1月8日

福岡県知事 小 川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

宗像市須恵一丁目310番1及び310番7から310番24まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市博多区博多駅東一丁目13-9

若築建設 株式会社 福岡支店

支店長 烏田 克彦

福岡県告示第14号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年1月8日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築	一般国道	496号	前	京都郡みやこ町犀川帆柱35番1先から 京都郡みやこ町犀川帆柱36番1先まで	7.8 ～ 18.4	86.5
			後	京都郡みやこ町犀川帆柱35番1先から 京都郡みやこ町犀川帆柱36番1先まで	7.8 ～ 36.4	

福岡県告示第15号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成25年1月8日から開始する。

平成25年1月8日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	吉 富 本耶馬溪 線	築上郡上毛町大字上唐原662番先から 築上郡上毛町大字上唐原611番1先まで

公 告

公告

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成2年福岡県条例第20号）第6条第2項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の提出があり、同条例第7条第2項の規定により指定地域を定め、同条例第3項の規定によりその旨を通知したので、同条例第8条第1項の規定により次のように公告し、当該環境調査書を閲覧に供する。

平成25年1月8日

福岡県知事 小 川 洋

- 設置者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社都市資源開発
福岡県福岡市博多区東光二丁目16番18号
代表取締役 田 籠 英治
- 施設の種類及び処理能力
木くずの破碎施設
一日当たり 100.08 t
- 設置場所
福岡県糟屋郡須恵町大字植木字赤石2047番121
- 指定地域
福岡県糟屋郡須恵町大字植木並びに粕屋町駕与丁3丁目、大字仲原及び大字大隈の各一部
上の区域を図面において表示し、5に掲げる場所に備え置いて閲覧に供する。
- 5 閲覧の場所

福岡県環境部廃棄物対策課及び福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所環境指導課
6 閲覧の期間

平成25年1月8日から同年2月7日まで

公告

福岡県養ほう振興法施行細則の一部を改正する規則案について、平成24年11月14日から平成24年11月27日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、平成24年12月28日に公布しました。

平成25年1月8日

福岡県知事 小 川 洋

問合せ先

農林水産部畜産課中小家畜係

電話：092-643-3497

メールアドレス：chikusan@pref.fukuoka.lg.jp

公安委員会

福岡県公安委員会告示第361号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成25年1月8日

福岡県公安委員会

- 講習会の日時、場所等
 - 講習会の日時
平成25年2月19日（火）午前10時から午後5時までの間
 - 講習会の場所
飯塚市粕の森159番地26 飯塚警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 講習の時間及び科目

時間	科目
10:00～15:30	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
15:30～16:30	講習結果に対する考査
16:30～17:00	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第362号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成25年1月8日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

日 時	場 所	開催警察署
平成25年2月8日（金） 13:30～16:30	宗像市東郷1丁目2番2号 宗像警察署 会議室	宗像警察署
平成25年2月19日（火） 13:30～16:30	北九州市八幡西区東王子町2番1号 八幡西警察署 会議室	八幡西警察署
平成25年2月25日（月） 13:30～16:30	飯塚市柏の森159番地26 飯塚警察署 会議室	飯塚警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。